

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月23日
【会社名】	グリーンモンスター株式会社
【英訳名】	Green Monster Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 小川 亮
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神南一丁目4番9号
【電話番号】	03-6304-7647（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部 執行役員 江幡 信隆
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目4番9号
【電話番号】	03-6304-7647（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部 執行役員 江幡 信隆
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（第7回新株予約権証券） その他の者に対する割当 1,900,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 126,900,000円 （第8回新株予約権証券） その他の者に対する割当 1,260,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 411,260,000円 （第9回新株予約権証券） その他の者に対する割当 350,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 875,350,000円 （注） 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額であります。新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月15日に提出した有価証券届出書につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）】

（2）【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）】

（2）【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

3【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

（2）【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）】

（2）【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

（訂正前）

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<u>125,000,000円</u> （注） 行使価額が調整された場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	--

（訂正後）

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<u>126,900,000円</u> （注） 行使価額が調整された場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	--

2【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）】

（2）【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

（訂正前）

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	410,000,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	411,260,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	---

3【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	875,000,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	875,350,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	---